

国 総 海 第 51 号
国 海 環 第 76 号
令和 6 年 12 月 11 日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会 専務理事 殿

国土交通省 総合政策局 海洋政策課長
海事局 海洋・環境政策課長
(公 印 省 略)

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部改正について（周知）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（令和 6 年国土交通省令第 103 号）を別添のとおり令和 6 年 12 月 9 日に公布したので、ご了知頂きますようお願いいたします。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願いいたします。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案について

1. 背景

船舶による汚染の防止のための国際条約（マルポール条約）及び船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約（BWM条約）は、わが国において海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「法」という。）で担保している。両条約の附属書は国際海事機関（IMO）において定期的に改正がなされており、今般、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和46年運輸省令第38号。以下「海防法施行規則」という。）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和58年運輸省令第39号。以下「検査規則」という。）及び国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成17年国土交通省令第26号。以下「国交省e文書法施行規則」という。）において担保している規定が改正の対象となったことから、これらの省令について所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

（1）マルポール条約附属書VI第14規則改正の担保（海防法施行規則第12条の17の5の3、検査規則第12号の5様式関係）

法第19条の54及び海防法規則第12条の17の5の3の規定により、国際航海に従事する総トン数400トン以上の船舶で、基準適合油を使用するときは、硫黄分の濃度を測定するために、あらかじめ当該燃料油を採取することができる位置を指定することとなっている。製造時に硫黄が除去されることから採取・測定する必要がないため、引火点が60℃以下の燃料（低引火点燃料）を使用する船舶は当該規定を適用除外しているが、今般、37.8℃における蒸気圧が0.28MPaを超える燃料（ガス燃料）を使用する船舶についても同様に適用除外とする。また、当該適用除外に伴い国際大気汚染防止証書（IAPP証書）の様式が変更されたため、検査規則に定められている同証書の様式を改正する。（令和7年8月1日施行）

（2）BWM条約附属書B－2規則改正の担保（海防法施行規則第11条の3、第12条の14の16及び国交省e文書法施行規則（法第17条の4に係る改正に限る。）関係）

法第17条の4及び海防法施行規則第12条の14の16の規定により、一定の要件を満たす船舶は、水バラスト記録簿の記載及び保存が義務付けられている。現在、

当該記録簿への記載及び保存については、国交省e文書法施行規則により、電磁的記録による代替が認められている。今般、条約改正により電磁的記録簿の基準が新たに設けられたことから、水バラスト電子記録簿を条約の基準に則ったものとする。
(令和7年10月1日施行)

(3) マルポール条約附属書Ⅵ第18規則の統一解釈の担保（国交省e文書法施行規則（法第17条の4に係る改正部分を除く。）関係）

法第19条の22第1項の規定により、国際航海に従事する総トン数400トン以上の船舶は、燃料油を搭載した場合、交付された燃料油供給証明書を当該船舶内に備え置かなければならないこととなっている。今般、IMOの統一解釈により電子保存が認められることとなったため、電磁的記録の保存を行うことができるものの対象として燃料油供給証明書を追加し、電子保存及び電子作成を認めることとする。
(令和7年1月1日施行)

(4) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令改正に伴う条ずれ改正等

令和5年7月のIMO第80回海洋環境保護委員会において、紅海海域での船舶からの廃棄物の排出規制について一般海域よりも厳格なものとする条約改正が行われた（令和7年1月1日から実施）。これを受け、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令を改正したところ（令和6年政令第204号）、海防法施行規則が引用する同政令の規定に条ずれが生じたため、同規則について所要の改正を行うこととする。

また、その他表現の適正化を行うこととする。
(令和7年1月1日施行)

3. 今後のスケジュール（予定）

公	布：令和6年12月上旬
施	行：
	(1) 関係 令和7年 8月1日（金）
	(2) 関係 令和7年 10月1日（水）
	(3) 関係 令和7年 1月1日（水）
	(4) 関係 令和7年 1月1日（水）

○国土交通省令第百三号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百四号）の一部の施行に伴い、並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十七条の四第二項、第十九条の二十二第一項及び第十九条の五十四並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月九日

国土交通大臣 中野 洋昌

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令
(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正)
第一条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(油記録簿)

第十一条の三 (略)

2 (略)

3 第一項の表の下欄に掲げる事項が、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られるものであつて、告示で定める基準に適合するものに限る。第十二条の二の第三十第三項、第十二条の二の四十四、第十二条の三の六第二項、第十二条の十四の十六第二項、第十二条の十七の二第四項、第十二条の十七の五の二第二項及び第十二条の十七の六第二項において同じ。）に記録される場合は、当該記録をもつて法第八条第二項の油記録簿への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該油記録簿とみなす。

4・5 (略)

(通風洗浄)

第十二条の二 法第九条の二第二項の国土交通省令で定める有害液体物質は、摂氏二十度において五キロパスカルを超える蒸気圧を有する有害液体物質とする。

(有害液体物質記録簿)

第十二条の二の三十 (略)

2 (略)

3 第一項の表の下欄に掲げる事項が、電磁的記録に記録される場合は、当該記録をもつて法第九条の五第二項の有害液体物質記録簿への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該有害液体物質記録簿とみなす。

4・5 (略)

(粉碎装置の技術上の基準)

第十二条の三の二の八 令第九条の六第一項一号の粉碎装置に関し国土交通省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一 三 (略)

(殺菌するための措置)

第十二条の三の二の九 令第九条の六第二項及び別表第三第一号の国土交通省令で定める加熱殺菌その他の殺菌するための措置は、熱湯を使用することにより、廃棄物の温度を摂氏八十度以上とし、これを十分間保つこと又はこれと同等以上の殺菌効果を有する措置とする。

(特定船舶)

第十二条の三の二の十二 令別表第四備考第一号の国土交通省令で定める船舶は、一航海において同表備考第二号から第八号までに規定する海域のみを航行する船舶であつて、直前の出発港及び目的港の陸地にある施設の故障その他やむを得ない事由によつて令第四条の二第一項第一号に掲げる廃棄物を当該陸地にある施設において処理することができないものとする。

(油記録簿)

第十一条の三 (略)

2 (略)

3 第一項の表の下欄に掲げる事項が、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られるものであつて、告示で定める基準に適合するものに限る。第十二条の二の第三十第三項、第十二条の二の四十四、第十二条の三の六第二項、第十二条の十七の二第四項、第十二条の十七の五の二第二項及び第十二条の十七の六第二項において同じ。）に記録される場合は、当該記録をもつて法第八条第二項に規定する油記録簿への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該油記録簿とみなす。

4・5 (略)

(通風洗浄)

第十二条の二 法第九条の二第二項の国土交通省令で定める有害液体物質は、温度二十度において五キロパスカルを超える蒸気圧を有する有害液体物質とする。

(有害液体物質記録簿)

第十二条の二の三十 (略)

2 (略)

3 第一項の表の下欄に掲げる事項が、電磁的記録に記録される場合は、当該記録をもつて法第九条の五第二項に規定する有害液体物質記録簿への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該有害液体物質記録簿とみなす。

4・5 (略)

(粉碎装置の技術上の基準)

第十二条の三の二の八 令別表第二の二第一号の粉碎装置に関し国土交通省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一 三 (略)

(殺菌するための措置)

第十二条の三の二の九 令別表第二の二第一号及び別表第四第一号の国土交通省令で定める加熱殺菌その他の殺菌するための措置は、熱湯を使用することにより、廃棄物の温度を摂氏八十度以上とし、これを十分間保つこと又はこれと同等以上の殺菌効果を有する措置とする。

(特定船舶)

第十二条の三の二の十二 令別表第三備考第一号の国土交通省令で定める船舶は、一航海において同表備考第二号から第八号までに規定する海域のみを航行する船舶であつて、直前の出発港及び目的港の陸地にある施設の故障その他やむを得ない事由によつて令第四条の二第一項第一号に掲げる廃棄物を当該陸地にある施設において処理することができないものとする。

船舶発生廃棄物記録簿

第十二条の三の六 (略)

2 前項の表の下欄に掲げる事項が、電磁的記録に記録される場合は、当該記録をもつて法第十条の四第二項の船舶発生廃棄物記録簿への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該船舶発生廃棄物記録簿とみなす。

3・4 (略)

(水バラスト記録簿)

第十二条の十四の十六 (略)

2 前項の表の下欄に掲げる事項が、電磁的記録に記録される場合は、当該記録をもつて法第七条の四第二項の水バラスト記録簿への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該水バラスト記録簿とみなす。

3 第一項に規定する水バラスト記録簿への記載は、第一号の九の五様式によるものとする。

4 (略)

(海洋施設の油記録簿等)

第十二条の十七の二 (略)

2・3 (略)

4 第二項の表及び第三項の表の下欄に掲げる事項が、電磁的記録に記録される場合は、当該記録をもつて法第十八条の四第二項の油記録簿又は有害液体物質記録簿への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該油記録簿又は有害液体物質記録簿とみなす。

5・7 (略)

(入域等のときにおける窒素酸化物の放出量に係る放出基準に係る記録)

第十二条の十七の五の二 (略)

2 前項各号に掲げる事項が、電磁的記録に記録される場合は、当該記録をもつて前項の規定による航海日誌への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された事項は、当該航海日誌に記載されたものとみなす。

(燃料油の採取位置の指定)

第十二条の十七の五の三 法第十九条の二十二第一項の船舶（引火点が摂氏六十度以下の燃料又は摂氏三十七・八度において蒸気圧が〇・二八メガパスカルを超える燃料を使用する船舶を除く。）の船舶所有者は、法第十九条の二十一第一項又は第二項に規定する基準に適合する燃料油を使用するときは、あらかじめ、国土交通大臣の指示するところにより、当該燃料油を採取することができ、位置を指定するものとする。

(燃料油の使用に係る記録)

第十二条の十七の六 (略)

2 前項各号に掲げる事項が、電磁的記録に記録される場合は、当該記録をもつて前項の規定による航海日誌への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された事項は、当該航海日誌に記載されたものとみなす。

(粉砕設備等)

第三十七条の十五 法第四十三条の九第一項の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 令第九条の六第一項第一号の粉砕装置

二・三 (略)

2 (略)

船舶発生廃棄物記録簿

第十二条の三の六 (略)

2 前項の表の下欄に掲げる事項が、電磁的記録に記録される場合は、当該記録をもつて法第十条の四第二項に規定する船舶発生廃棄物記録簿への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該船舶発生廃棄物記録簿とみなす。

3・4 (略)

(水バラスト記録簿)

第十二条の十四の十六 (略)

(新設)

2 前項に規定する水バラスト記録簿への記載は、第一号の九の五様式によるものとする。

3 (略)

(海洋施設の油記録簿等)

第十二条の十七の二 (略)

2・3 (略)

4 第二項の表及び第三項の表の下欄に掲げる事項が、電磁的記録に記録される場合は、当該記録をもつて法第十八条の四第二項に規定する油記録簿又は有害液体物質記録簿への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該油記録簿又は有害液体物質記録簿とみなす。

5・7 (略)

(入域等のときにおける窒素酸化物の放出量に係る放出基準に係る記録)

第十二条の十七の五の二 (略)

2 前項各号に掲げる事項が、電磁的記録に記録される場合は、当該記録をもつて前項に規定する航海日誌への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された事項は、当該航海日誌に記載されたものとみなす。

(燃料油の採取位置の指定)

第十二条の十七の五の三 法第十九条の二十二第一項の船舶（引火点が摂氏六十度以下の燃料を使用する船舶を除く。）の船舶所有者は、法第十九条の二十一第一項又は第二項に規定する基準に適合する燃料油を使用するときは、あらかじめ、国土交通大臣の指示するところにより、当該燃料油を採取することができ、位置を指定するものとする。

(燃料油の使用に係る記録)

第十二条の十七の六 (略)

2 前項各号に掲げる事項が、電磁的記録に記録される場合は、当該記録をもつて前項に規定する航海日誌への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された事項は、当該航海日誌に記載されたものとみなす。

(粉砕設備等)

第三十七条の十五 法第四十三条の九第一項の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 令別表第二の二第一号の粉砕装置

二・三 (略)

2 (略)

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正)

第二条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
第十二号の五様式（第二十六条関係） (略) 国際大気汚染防止証書の追補 SUPPLEMENT TO INTERNATIONAL AIR POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE (IAPP 証書) (IAPP CERTIFICATE)		第十二号の五様式（第二十六条関係） (略) 国際大気汚染防止証書の追補 SUPPLEMENT TO INTERNATIONAL AIR POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE (IAPP 証書) (IAPP CERTIFICATE)	
(略) 2. 3. 5 第14規則12により、第14規則10又は11に基づく採取位置の指定の要件は、低引火点燃料又はガス燃料用の燃料供給装置には適用されない。 In accordance with regulation 14.12, the requirement for fitting or designating sampling point(s) in accordance with regulation 14.10 or 14.11 is not applicable for a fuel oil service system used for a low-flashpoint fuel or a gas fuel.□		(略) 2. 3. 5 第14規則12により、第14規則10又は11に基づく採取位置の指定の要件は、船舶を推進し、又は運航するための燃焼を目的とする低引火点燃料用の燃料供給装置には適用されない。 In accordance with regulation 14.12, the requirement for fitting or designating sampling point(s) in accordance with regulation 14.10 or 14.11 is not applicable for a fuel oil service system for a low-flashpoint fuel for combustion purposes for propulsion or operation on board the ship.□	
(略)		(略)	

(国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第一（第三条及び第四条関係） (略) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (昭和四十五年法律第百三十六号)		別表第一（第三条及び第四条関係） (略) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (昭和四十五年法律第百三十六号)	
(略) 第九条の十四第一項、第九条の二十、第十六条第一項及び第三項、第十九条の八（国際大気汚染防止原動機証書の備置きに限る。）、第十九条の二十一の二、第十九条の二十二、第十九条の二十九（国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の備置きに限る。）、第十九条の三十五の四第三項、第十九条の四十五並びに第四十条の二第一項並びに第十九条の十五第三項（第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三		(略) 第九条の十四第一項、第九条の二十、第十六条第一項及び第三項、第十七条の四第一項、第三項及び第四項、第十九条の八（国際大気汚染防止原動機証書の備置きに限る。）、第十九条の二十一の二、第十九条の二十九（国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の備置きに限る。）、第十九条の三十五の四第三項、第十九条の四十五並びに第四十条の二第一項並びに第十九条の十五第三項（第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三	

(略)	項及び第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項及び第二十五条の五十九
-----	---

別表第二（第五条及び第六条関係）

(略)	(略)
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	第九条の二十、第十六条第二項、第十九条の二十一の二、第十九条の三十五の四第三項及び第四十条の二第一項並びに第十九条の十五第三項（第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む）、第十九条の四十九第三項及び第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九
(略)	(略)
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則	第十二条の二の十九第一項（第十二条の二の二十六において準用する場合を含む）、第十二条の十七の八
(略)	(略)

(略)	む。第十九条の四十九第三項及び第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項及び第二十五条の五十九
-----	---

別表第二（第五条及び第六条関係）

(略)	(略)
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	第九条の二十、第十六条第二項、第十七条の四第二項、第十九条の二十一の二、第十九条の三十五の四第三項及び第四十条の二第一項並びに第十九条の十五第三項（第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む）、第十九条の四十九第三項及び第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九
(略)	(略)
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則	第十二条の二の十九第一項（第十二条の二の二十六において準用する場合を含む）
(略)	(略)

附 則

この省令は、令和七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中第十二条の十七の五の三の改正規定及び第二条の改正規定 令和七年八月一日

二 第一条中第十一条の三及び第十二条の十四の十六の改正規定並びに第三条の改正規定（第十九条の二十一の二を「第十九条の二十一の二、第十九条の二十二」に改める部分を除く） 令和七年十月一日